

りながら、こちらでは保育料の審議会が変えちゃうなんてこともあって、僕は幾つ
も疑問を持っていったんですけども、市長は全員一致はなくても大勢の意見
が出ていますから尊重したい。それでは伺いますけれども、市長そのものは、ここに出
てくる——小川委員というふうに具体的に書いてありますけれども、小川委員の少
数意見というのは御承知ですか。お読みになったことがあるのかどうかということも含め
てお聞きをしたいというふうに思います。

僕はどうしてもやはり条例をつくるときのプロセスの問題で、少数意見を尊重
するのだというところは、特にこの行革審の条例の中では、各市には非常にめず
らしいというかほとんど一つだけだと思えますけれども、多数決を導入しているんです。
意見が分かれたときには多数決で決めないということ。いろんな審議会の答申で、
多数決で決めないということを条例に盛り込んでいるのは、非常にまれなケースなの
です。それで僕は、もしも少数意見が出てきて、とにかく手を挙げられちゃった
り少数意見の尊重がなくなるのじゃないかと、非常に心配したんです。それで伺っ
たり、少数意見を尊重しますということだったんです。

そういうことであれば、これから事業本部で頑張っていく市長さんとして、あるいは

考えていく市長さんとしては、少数意見は当然考えたりあるいは考慮に入っている
だろうと思うんですけども、それでは小川意見の少数意見というのを市長さんは
ごらんになったのか、あるいはごらんになったとすればどのように考えているのか。そこを
どういうふうに、これから市長さんの考え方を進めていくかという上で、市長さんが少
数意見というものをどのように尊重するかという非常に基本的な考え方になりま
すから、大変大事なことになると思いますので、ぜひそこはお聞きしたいというふうに
思います。

それから都立保育園の件ですけども、非常に細かい説明で大体わかりまし
た。大変大事なのは、六十二年六月に文書をもって都が言ってきたということがあ
ります。それについての返答をどうしたかということにはさっきの説明の中になかったん
ですけれども、その返答というのは、例えば出さなかったのか保留してあるのかということ
も含めて、もうちょっと経過のところ、そこがわかれば十分ですので聞かせていただい
たいと思います。それからこういうふうに理解してよろしいんですか。つまりテーブ
ルに着かせていただきたということですか、新しい都から出てきた提案に対して、
いいとか悪いとかではなくて、とにかく話し合いには応じますという、今までは話し合い

にも応じませんということだったんですが、話し合にも応じるといふふうに市長さんとしては考えているといふふうに理解してよろしいかどうかということ。

それから具体的に、テーブルに着いて、ここしばらくの間にテーブルに着く作業とかテーブルに着いた中身で、具体的な提案みたいなことが都の方からあったのかということを伺っておきたいと思うのと、もう一つは、これは同じことを聞いたんですが、かつては二市一町で一諸に足並みを揃えますといふふうなお話だったんです。だけど、実際には瑞穂は保育園に関しては割と違った方向なんかも踏み出しているんですけれども、二市一町で考えているというのは、どういう点で一緒に歩調をとろうというふうに考えているかその中身をぜひ伺って、実際にはもうこの前の前の一般質問でも指摘しましたけれども、青梅も瑞穂も違う方を歩いているんじゃないかというような気がするのですけれども、二市一町の共同の歩みというのは一体どういうことかということをお願いしたい。

それから電算化の問題ですけれども、条例化するというつもりというか、条例化する方向であるといふふうに考えてよいのかどうかということを確認したいのです。僕は条例化をすべきだと思いますし、同時に、条例化をしていくときには情報公開の問題と

というのが、この間やはりほかの市町村でも非常に問題になっていきますけれども、情報公開とあわせて考えるべきではないかと思えますけれども、情報公開の条例等について、例えばきょう日野市では条例制定になるはずですが、どのようになら考えているかということを伺っておきたいと思えます。あるいは、情報公開については、ほかの市町村の、一部先進的な市町村ほど議論が進んでいないとすれば、これからの方角だけでも結構ですか、伺ってみたいと思えますし、例えばこの規則を見ますと、第十二条に、開示請求及び訂正という項目があるのです。「管理者は、電算機に個人情報記録されている者（以下、本人という）から、自己に関する記録の内容について開示の請求があった場合には、本人であることを確認し、記録の内容を開示するものとする。」これは割と情報公開なんかに関する非常に基本的な考え方の一つなんです。

では、例えばこの規則にのっとって、僕が、僕の個人情報を開示してもらおうと思つと、どういう手続が必要ですか。そういうようなことが、もしもこの規則と同時に施行され実際に運用されているとすれば、事実上つまり市民の知る権利というのは守られてき始めるといふことになるわけですから、非常に形としては進んだ形にな

ると思うんです。具体的にはどのようなことを考えているのかということ。それから、この規則では、さっき市長から説明がありましたとおり、ここに細かく議会事務局設置条例から始まって、ざあっと来て最後に監査委員条例及び収入役の補助組織規則に至るまで、だから市でやっていることの全部にまたがるんだというふうに考えていいと思うのですけれども、そういうふうに考えてよいかどうか、規則にありますからそうだと思いますけれども、そのところを伺っておきます。

それともう一つは、実はこれにしたがって住民票なんかの提出というのをやっているわけで、今現実には電算機でやっているのです。例えば住民票を僕がどう思うか、例えば、その職員に言って自分の必要なものだけもらうのです。職員は受け取って、それはつまり画面を見ながら入力をして引張って出してくるわけです。それで僕とその職員との関係だけとか、持っていたところで処理されてくれるので一人で済むという、非常に事務処理的には簡便だし、それから非常に簡単にいくような形になっていくと思うのです。当然、一人一人の職員には、コンピューターを扱う人には、パスワードと言ってその人しかわからない記号を与えられていて、その人がその記号をただき込まなければものは出てこないわけですから、秘密は非常に守

られるのです。

ところが逆に言うと、今までの住民票だったり、例えば手続までに幾つかの判が要ったりするわけです。行政の中の印鑑行政というのは非常に問題があるとは言っていましたけれども、実際には二つなり三つなりチェックがあるのです。これから先の電算が導入されてくる中で、その中で実際の書類提出まで至るときはチェックというのは、どういうふうな機能でされていくのかというのを伺っておきたいのです。それはパスワードだけで済んじゃっていることなのか。

そうすると、つまり職員の責任の問題からいえば、今まで例えば職員がして、係長が判を押してとなれば、責任は二分の一ですよ。これから先はパスワードだけでやっていくとすれば、責任は100%そのパスワードを持っている職員になってしまう形になるのかどうか。それに対してはどのような形で、行政としてはそこをカバーするようなことを考えているのかという、非常に具体的な電算導入のことに関することなんですけれども、そのところはぜひ伺っておきたいと思えますし、いずれにせよ、職員の安全衛生の問題に関しては、職員安全衛生委員会ですか、そういうところでやっていくのでそんな心配はないのですけれども、そのところについては

具体的に知りたい。

それからもう一つ、「この中に「操作員」ということで、末端機を操作するのは市の職員という、というふうになっているのです。これは多分、正職員というふうに理解していいわけで、これから先も例えばパートの人などを、実際に末端機にさせるというものはこの規則ではあり得ないわけですから、ずうっとこういう考え方でいくのかという点も――。

それは二つのことです。一つは、公務員ですから当然この条例にかぶるような方は守秘義務が必要になりますし、もう一つは、安全衛生の面からいえば保障の問題からいっても、パートの人に必ずしもその保障ができるとは限らない状態では、職員ということが大変重要になってくるのですけれども、実際に末端機をいじる人は職員であるという考え方をずっと持っていくのかどうかということも、安全ということから伺っておきたいと思っております。

最後に予防アンケートの件なんですけれども、コンピューターを導入してプライバシーの保護はできるんだというけれど、ちやうど気になったのは、プライバシーの保護という点からいえば、オフコンにオンラインするのがベターだということも聞いたんです。

ね、今。なおかつその後でパソコン導入が別個に入っているわけだから、そこで完結する情報ですから、それはそれでプライバシーが保護されるのだという説明の間でちやうど矛盾があったんです。多分それは今もう一回質問をする中ではっきりすると思うのですけれども、では実際にはオフコンに直結してデータベースの中に入れることを考えているというふうにこの答弁で思ってしまったのですけれども、そうではないだろうと思ふものですか。う、そのところはちやうどはつきりさせていたかないと。オフコンにつながるのがベターだけれど、しかしパソコンを導入したんだけれど、これは、プライバシーからいえばどちらがベターかわからなくなっちゃうわけでそのところはもう一回はつきり答弁していただきたというふうに思います。以上です。

○議

長(森田治男君) 四時二十分まで休憩いたします。

午後四時 十分 休憩

午後四時 三十分 開議

○議

長(森田治男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
お諮りいたします。

今日の会議時間は午後五時までとなっておりますが、議事の都合上、ありが

じめ延長することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君)

御異議なしと認めます。

よって、今日の会議時間は延長することに決定いたしました。

○市長(田村匡雄君)

遠藤議員さんの御質問に、自席からお許しをいただきました御答弁を申し上げます。

ブルーインパルスとの飛行の関係で、「多くの市民、多くの人」というようなことで、それはどういふことかというような御質問でございますけれども、福生市民も相当大勢見学に行っているのではないかと、いふふうに考えておるわけでございます。そのほかに、行きましておわかりだと思ふのでございますけれども、各地区から相当数の方々が参加したようでございます。十数万の人が来たというようなことでございまして、非常にやはり期待している人も多いのではないかと、いふふうに考えておるわけでございます。

それから、行革審の件でございますけれども、小川議員さんの件でございますけれども、審議会の審議の中で答申に盛りれていない少数意見があったとのことで

ございすけれども、具体的に細かい内容については審議会は説明は受けておりませんけれども、この答申の書類等も見させていただきましたして、この内容については承知をしておるわけでございます。

答弁にかえさせていただきます。

○助役(古谷徳男君)

自席からお許しをいただきまして、都立保育園の関係についてお答え申し上げます。

テーブルに着くということは、話し合いに尽きるということではないのかということですが、そのとおりでございます。それから、その後に都からの条件は変わっておりません。その後というのは新しい条件が示された後のことです。それから、三市町の首長の協議でどんなことを申し合はせたかということですが、これは当初市長の方からお答え申し上げておるとおり、今まで公設公営ということではございましたが、今回、公設民営、こういうふうな方針が変わつてきたというところでございますので、その条件に沿って都との折衝を始めた、このことを確認をした、このことでございます。以上でございます。

○企画財政部長(内田和雄君)

何点かについて自席からお答弁をさせていただきます。

ます。

まず一歩目の滑走路の改修工事の予算でございますが、ここに申しわけございませんが、私の方ではつかんでおりませんので御了承をいただきますと思います。

それから、あと条例化の問題でございますが、先ほど市長からも答弁申し上げたとおりでございます。今後電算化が進んでまいります。その中で研究をし御相談申し上げ条例化に進んでまいりたいと思っております。

それから第三点におきましては、情報公開の問題でございますが、情報公開についてはその前提として文書の検索、保存システムができていくことが必要わけですが、この点、段階を追ってこれから研究を進めていくこととなりますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。また御相談申し上げたいと思っております。

それからあとパートの問題でございますが、これは基本的にはフライバシーの保護の観点から、端末機の扱いは職員が行うことが望ましいわけでありますので、その方向で考えております。以上でございます。

○福祉部長(生子国利君) 健康センターの関係で、本庁舎との電算化の問題に対するオフコンとのオンラインでございますが、これは健康センターの秘密を保持するため

に、逆にオンラインをしないという考え方で、本来ならば事務的能力がうすれば、当然、簡素化という考え方でいけば、これはオフコンとするのが一番理想的なんです。そういう意味で今回はやらないということです。以上です。

○助役(古谷徳男君) 申しわけなんです。保育園で二つ落しましたので。

六月二十日に来た文書の回答はどうなっているかということですね。これは今保留ということで回答は出ておりません。

○市民部長(古谷正夫君) 自席からお許しいただきまして、住民票の謄抄本に関する手続につきまして、変更があるのかというふうな御指摘でございますけれども、申請、その他交付までにつきましては従来どおりでございます。また、チェックにつきましてはもろようにさせていただいております。

それから、開示の問題につきましては、申請につきましてはの手続関係につきまして、従来どおりであるというふうな御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長(森田治男君) 暫時休憩します。

午後四時二十九分 休憩

午後四時三十一分 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市民部長(古谷正夫君) 大変失礼しました。

開示につきましては、本人の申請によりまして開示させていただくということでございます。以上でございます。

○十二番(遠藤洋一君) やはり予想どおりのお答えが出てきたので、三回目の質問を最後の質問にしたいと思いますけれども、市長さんに最後についておきますけれども、福生市民も相当大勢見学に来たんだと。それはよくわかってるんです、そんなことは。それでそういう人たちのことを考えて、あの騒音は我慢しましょうという事なんです、ね、ということをお願いしています。ひどい騒音で、つまり来た人は、例えば遠くからもたくさん、茨城とか群馬からも来るんです、八高線に乗って、八高線がもう立ち席もないぐらい混んだんです。来ても構わないんです、そんなことは。その人は来て、その日だけうるさいなと思うけどさ、いいだと思つて見ていけばいいんだけど、住んでる方は五日間もあれをやられたのです。そんな、つまり税金も払

いも落ともしない、よつな人たちのために、何でその便宜を図ることがあるのですか。そこはもう一遍聞きたいのです。つまり、うるさいと言っているわけです。やはりうるさいかたでしょう。そういうときに、それでもなおかつそういう人たちの便宜を考えるような行政の首長さんなんです、かというのを伺っているわけです。各地から多く参加した、それはもう確かにそのとおりなんです。福生市民もたくさん見ていることは確かなんです。だけど、それは僕はやはりそういうものは来てもらうては困る、というのを、強く言つてほしい、というふうに思いますけれども、そういう人たちのために市長さんは存続するかどうかということ、もう一遍ちゃんと明らかにしてください。もう一遍聞きます。最後の質問です。

それ、もう一つは行革で、僕は三つ、うふに聞いたんです。どうも聞いたことに答えてくれないと困るんですが、小川委員の少数意見というものは、市長は見ただのか、ということをお願いいたします。つまり、少数意見、このことを尊重しない、という条例の議論過程で出てきて、少数意見があった、ということは知っていると。ではその中身とかあるいはそれについて、答申というものは答申だけど、市長は答申をどうするか、といえば別に答申どおりやる、なんてことはないわけで、多くの意見を聞いて

やると言っているわけですから、その多くの意見の中に、当然少数意見というものは非常に大事だ。つまり市長さんが委嘱した人の意見ですから。その少数意見が出ていって最後に書いてあるわけです。意見として出たんです、それは、ものとして意見を述べただけではなくて、このような形で意見を盛って下さいという形で、紙になつて出たはずなんです。そういうものについて見たことがあるのかというふうに聞いたのです。それで、そういうことは、つまり今のこの審議会の条例の精神からいえば、当然、先のことを考えたときに必要だと僕は思っているけれども、そこはどうなんだということを伺ったのです。そういう返事をしていただきたいというふうに思います。説明は受けていないというふうに言われても困る。だから説明を受けていないというならば読んでなかったのか。では審議会委員が少数意見として出したものも、市長さんは目を通していないのかどうかということ、僕は聞いたのです。ほかのことは聞いてないのです。

それから、保育園については、助役さんの方からさらに回答を保留したのだと。それからということとはわかりました。保育園に関しては、昭和五十六年六月二十四日の議会の意見書ということもありますし、主には財政負担の問題でとても市は

受けられないということになつたんですね。だけども母さんたちしてみれば、お父さんたちしてみれば、保育内容の低下の問題であるとか、あるいは働いている人の権利の問題、身分の問題ということがやはり一緒にあったわけで、そういう意味からいっても都立保育園の移管はぜひそのままでいてほしいという希望は非常に強いと思うのです。そのことはぜひ、要望ですけれども、市長さんもこれからもうそういう強い態度ですつとっていただきたい、頑張つてほしいというふうに思います。

それから電算化のところ、規則がせつかくできたけど——では僕はもう少し聞きますけど、条例に関しては情報公開のこともあって今後研究だということで、ぜひ研究に期待をしたいと思ひますし、これから地方自治のかなり重要な課題で出てきますので、ぜひそこはよろしく頑張つていただきたいと思ひますし、それから議員の私たちも勉強しなければいけないこと、議会も勉強しなければいけないことだと思ひますけれども、例えば一番足がかりになるような、今のこんななかでも例えば開示の方法は本人の申請であると。申請用紙はどこにありますか。あるいは申請用紙はどのような書式になっていますか。それがなければこの規則は生きないんです。つまり、例えば開示をしてほしいという人がいたときに、どこに行けばいいのかとい

うことまで本当はわかりないと、情報公開に近づくという市民の権利からいえば、非常に中途半端なものになってしまうのですけれども、具体的にはではどういうふうに運用しているのですかということと、念押しみたいですが聞かせておきたいというふうに思います。

それから、予防アンケートについては、確かに僕の方の聞き方も悪かったかもしれないし、多分さっき市長さんの御答弁のときにちまうと聞き損ないもあったかもしれないんですが、要するに大きな方のところに事務情報が入っているから市民センターが持つていくようなことがあれば非常に手軽だけれども、それではつまりこの規則の精神からいってもなかなかうまくないので、独自に調査をしたんだと。独自のコンピューターの使い方をしてプライバシーを守っていくのだという姿勢は、やはり非常に行政の仕方としては手間がかかるかもしれないけれども、住民のプライバシーを守るのとかりいえば大事なことでと思いますので、ぜひこれから精神としてはプライバシーの保護ということ、それから特に予防注射その他というのはデリケートな問題を含みますので、ぜひそのところはよろしく願いますと要望だけにとどめておきたいと思えますけれども、余り続けてやる気はなかったんですけれども、今の三

のところで、都立保育園に関しては要望だけですけれども、基地、行革のところで、それから、今の開示のところについてはぜひ伺っておきたいと。それで最後にします。

○市長（田村匡雄君） 自席からお許しをいただきまして御答弁を申し上げます。

ブルーインパルス事件につきましては、私は先ほど申し上げたとおりでございます。答弁は同じでございますので、御理解をいただきましたと思うわけでございます。それから、意見書の少数意見の件でございますけれども、これは答申書の中で、やはり御意見等が出ているかと思えますけれども、末尾にあることについては理解をしているということで、その意見書を尊重して、私どもこれから大綱をつくっていくことにしたいと思います。

○企画財政課長（野次久人君） それでは開示の関係でございますけれども、現段階では住民票を中心に考えているものですから、一応住民票については謄本をとりたいという形で申請を出していただく形になっております。それを出していただいた段階で、画面で見えていただくような形の処理をしたいというのが、今の段階で決めていることです。これについては、一応規則はこの形になっておりますの

で、これをもとにしたマニユアルというような形で、今後整備をしていくというようなことになろうかと思いますが、そんな方向で考えておりますので、よろしく願います。

○十三番(遠藤洋一君) 四回目ですので要望にとどめます。

基地に関しては、さっきのとおりですというのは、では僕はこう理解してしまいますよ。つまり騒音に困った人のためではなくて、ブルーインパルスを見たい人のために私は抗議をしないのだというふうに、もう理解するしかありません。しょうがない。ただ、僕はそうであれば、僕もそなたに飛行機は嫌いな方ではありませんけれども、ああいう騒音はやっぱり大変にやなんです。ブルーインパルスを見なくても、別に生涯後悔はしないと思っていますので、そういうことからいっても、そういう騒音をみずから招くようなことは、やはり五万の市長としては、断固として来年からは避けていただき、たいとうようなことを要望しておきます。また市長はブルーインパルス大好きなんというんじゃないだろうと私は信じていますので、そこところはよろしく願いたいと思います。

行事については、つまり今の結論がいうと、小川意見は見えないというふうに理

解をします。であれば、少数意見は大事ですので、ぜひ答申書以外の小川意見というものも見たと、これからの大綱づくりに市長は考えていただきたいというふうに要望しておきます。

それから、わかりました。つまり開示というのはこれから整備をするということ、ぜひ市民の権利ですのでよろしく願いますということ、終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長(森田治男君) 以上で一般質問を終わります。
お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

なお、次回の本会議は、九月三日午前十時から開きます。

本日は、これをもって延会いたします。御苦労さまでした。

午後四時四十二分 延会